

上山市工事等に係る業者指名及び入札結果の公表に関する要綱

平成6年7月11日告示第46号

改正 平成11年3月26日告示第30号

平成19年3月6日告示第33号

平成24年3月8日告示第13号

平成30年3月8日告示第14号

(目的)

第1条 この要綱は、上山市が実施する工事等に係る業者の指名及び入札の結果等の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の範囲)

第2条 公表の範囲は、次に掲げる工事等に係る業者指名及び入札結果等とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事については、設計金額が130万円を超える工事
- (2) 工事に係る調査、設計及び測量等の委託については、設計金額が130万円を超える委託

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札経過及び結果
- (2) 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更内容及び変更理由

(公表の方法)

第4条 公表は、入札経過及び結果又は契約金額の変更を伴う契約の変更内容及び変更理由の写しの閲覧により行う。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該入札に係る契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、財政課とし、閲覧時間は、執務時間内とする。ただし、随意契約に係る工事等については、事業主管課を閲覧場所とする。

(随意契約の公表)

第7条 随意契約に係る工事等については、第1条から第5条までの例により見積業者名、見積額及び契約相手方の選定理由を見積結果及び経過並びに随意契約説明書の写しの閲覧により行う。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日告示第30号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日告示第33号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日告示第13号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月８日告示第１４号）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。